

条例第 34 号

宇和島市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 26 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇和島市国民健康保険条例（平成17年条例第129号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（保険料の減免及び徴収猶予） 第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、その必要があると認めた場合には、納付義務者の申請によって、保険料を減額し、又は免除し、又は3月_____を _____を 超えない限度において、納期限を延長することができる。 （1）～（4） （略） 第25条 世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第9項</u>の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。	（保険料の減免及び徴収猶予） 第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、その必要があると認めた場合には、納付義務者の申請によって、保険料を減額し、又は免除し、又は3月<u>（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）</u>を 超えない限度において、納期限を延長することができる。 （1）～（4） （略） 第25条 世帯主が法第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、又は_____虚偽の届出をした場合_____ _____においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第23条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度

分の保険料について適用し、令和 6 年度分のうち令和 6 年11月以前の期間に係るもの及び令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第260号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。